

提案条例説明資料

令和元年 9 月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第 52 号
2	題名	浜田市自治区設置条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和元年 5 月に策定した「新たな住民主体のまちづくりの方針」に従い、「浜田那賀方式自治区制度」の設置期間を 1 年延長することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 地域協議会の委員の任期の改正（第 7 条関係） 2 年 ⇒ 1 年 2 自治区長の任期の改正（第 10 条関係） 4 年 ⇒ 1 年 3 自治区の設置期間の延長（第 13 条関係） 令和 2 年 3 月 31 日まで ⇒ 令和 3 年 3 月 31 日まで
5	施行期日等	1 自治区の設置期間の延長 公布の日 2 その他の規定 令和 2 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 53 号
2	題名	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
3	目的・理由	地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度が導入されること等に伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 改正内容</p> <p>新たに導入される会計年度任用職員制度等に対応するため、任用根拠、引用条項等を改正する。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 浜田市行政連絡員条例</p> <p>(2) 浜田市職員定数条例</p> <p>(3) 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(5) 浜田市職員の分限の手續及び効果に関する条例</p> <p>(6) 浜田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>(7) 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(8) 浜田市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(9) 浜田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(10) 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(11) 浜田市職員の給与の支給に関する条例</p> <p>(12) 浜田市職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例</p> <p>(13) 浜田市職員等の旅費に関する条例</p> <p>(14) 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p>
5	施行期日等	令和 2 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第54号
2	題名	浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例
3	目的・理由	浜田市協働のまちづくり推進に関する条例（以下「まちづくり推進条例」という。）の制定に関し必要な事項を調査審議する検討委員会を設置するため、新たに条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 所掌事項（第2条）</p> <p>(1) まちづくりのための協働の在り方に関する事項</p> <p>(2) まちづくり推進条例の素案の作成に関する事項</p> <p>2 組織（第3条）</p> <p>(1) 委員の人数 22人以内</p> <p>(2) 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>ア 識見者</p> <p>イ 関係行政機関の代表</p> <p>ウ 公共的団体の代表</p> <p>エ 地域協議会の代表</p> <p>オ 地区まちづくり推進委員会の代表</p> <p>カ 公募による市民</p> <p>3 委員の任期（第4条）</p> <p>まちづくり推進条例の制定に関する調査審議に要する間</p> <p>4 部会（第7条）</p> <p>(1) 委員会に、協働のまちづくりを推進するための地域拠点について調査審議するため、部会を置く。</p> <p>(2) 部会委員の人数 12人以内</p> <p>(3) 部会委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>ア 委員</p> <p>イ 公民館の代表</p>

		5 庶務担当部署（第8条） 政策企画課
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 経過措置 最初の会議は、市長が招集するものとする。 3 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 委員及び部会委員の報酬 日額 6,000 円

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第 55 号
2	題名	浜田市印鑑条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	住民基本台帳法施行令等の一部が改正され、女性活躍推進の観点から住民票等に旧氏を併記することができることとされたことに伴い、旧氏による印鑑登録をすることができるようにするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 印鑑登録をすることができる印鑑の追加（第 4 条関係） 旧氏で表している印鑑 2 印鑑登録を抹消する事項の追加（第 10 条関係） 印鑑登録をしている旧氏に変更があった場合 3 その他規定の整理
5	施行期日等	令和元年 11 月 5 日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 56 号
2	題名	浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
3	目的・理由	地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該会計年度任用職員の給与、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 給与（第 2 条）</p> <p>(1) 短時間勤務会計年度任用職員 報酬及び期末手当</p> <p>(2) 常時勤務会計年度任用職員 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当</p> <p>2 給料表（第 3 条）</p> <p>(1) 行政職会計年度任用職員給料表（別表第 1）</p> <p>(2) 医療職会計年度任用職員給料表（別表第 2）</p> <p>3 期末手当（第 14 条・第 23 条）</p> <p>(1) 任期の定めが 6 月以上の会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者を除く。）には、期末手当を支給する。</p> <p>(2) 支給月数は、2.6 月とする（常勤職員と同じ。）。</p>
5	施行期日等	令和 2 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 57 号
2	題名	浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「子ども・子育て支援法」の一部が改正され、幼児教育に係る保育料が無償化されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育料の額の変更（第 4 条関係） （改正前）子ども・子育て支援法に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内で市長が別に定める額 （改正後）無料 2 その他規定の整理
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 令和元年 10 月 1 日 2 経過措置 改正後の条例の規定は、令和元年 10 月分以後の保育料について適用し、同年 9 月分以前の保育料については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 58 号
2	題名	浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部が改正され、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための機関を置くよう努めるものとされたこと等に伴い、浜田市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市災害弔慰金等支給審査委員会の設置（新第 16 条・新第 17 条関係）</p> <p>(1) 所掌事項 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項</p> <p>(2) 委員の人数 5 人以内</p> <p>(3) 委員は、識見者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(4) 委員の任期 諮問に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する調査審議に要する間</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 委員の報酬 日額 6,000 円</p>

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 59 号
2	題名	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「子ども・子育て支援法」の一部が改正されたこと等により「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（内閣府令）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 食事の提供に要する費用の見直し（第 13 条関係） 幼児教育・保育の無償化に伴い、年収 360 万円未満相当の世帯の子ども及び国基準による多子世帯の第 3 子以降の子どもを除き、満 3 歳以上の保育を必要とする子どもへの副食費の提供に要する費用を保護者から支払を受けることができることとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設等との連携（第 42 条関係） (1) 特定地域型保育事業者について、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難な場合であって、一定の要件を満たすときは、小規模保育事業 A 型事業者等を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。 (2) 卒園後の教育又は保育を行う連携施設について、入所定員が 20 人以上であって、企業主導型保育事業を実施する施設及び乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る補助を地方公共団体から受けている施設を加える。 (3) 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、満 3 歳以上の児童を受け入れているものについて、連携施設を確保しないこととすることができることとする。</p> <p>3 連携施設に関する経過措置（新附則第 4 条関係） 連携施設の確保が著しく困難であって、市長が認める</p>

		場合において、連携施設を確保しないことができる期間を5年延長する。 4 その他規定の整理
5	施行期日等	令和元年10月1日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 60 号
2	題名	浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田駅前に駐輪場を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐輪場の設置（第 2 条関係） 駅関連施設に「駐輪場」を設置する。 2 駐輪場の開場時間及び休場日（第 3 条関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 開場時間 終日 (2) 休場日 無休 3 駐車対象車両（新第 11 条関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 原動機付自転車 (2) 自転車 4 自転車等の放置に対する措置（新第 14 条関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 市長は、自転車が放置されているときは、所有者等に対し、他の適切な場所に移動するよう警告することができる。 (2) 市長は、警告を受けた所有者等が、なお自転車を相当の期間放置していると認めるときは、当該自転車を撤去し、保管することができる。 5 駐輪場の使用料（新第 15 条関係） 無料
5	施行期日等	令和元年 10 月 1 日
6	備考	駐輪場は、浜田駅前に建設されるホテルの駐車場の 1 階の一角に位置し、当該ホテルの駐車場の所有者から市が無償で借り受けて設置するものです。

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第 61 号
2	題名	浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方公務員法の一部が改正され、職員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることを踏まえ、消防団員の欠格条項についても同様の取扱いとするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 消防団員の欠格条項の見直し（第 4 条関係） 消防団員になることができない条項（欠格条項）から、「成年被後見人又は被保佐人」を削る。 2 その他規定の整理
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第 62 号
2	題名	浜田市水道給水条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されることに伴い、当該指定の更新に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の新設（第 33 条関係） 1 件につき 5,000 円 2 その他規定の整理
5	施行期日等	令和元年 10 月 1 日